

議第二十二号

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十九年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の二の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表一の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

提 案 説 明

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。